

いじめの防止と解消のために



いじめの問題に関する基本的認識

- 1 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと
- 2 いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
- 3 いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
- 4 いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- 5 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

「いじめの問題への取組の徹底について」(平成18年10月19日文部科学省通知)より

富山県教育委員会
富山県いじめ防止・解消対策支援チーム

いじめを生まないために いじめを許さない子どもを育てることが何よりも大切です



基盤となる 教師の行動

- 子どもの自尊感情を育てる
- いじめに対する認識を深める
- 望ましい人間関係をつくる
- 教師の人権感覚を磨く

いじめの未然防止は、学校教育のあらゆる場面を捉えて取り組むことが大切です

学級経営

- 子どもが安心して生活できる、心の居場所となる学級づくりを進めます。
- 子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う望ましい人間関係を育てます。
- 「いじめを許さない」という決意の下、子どもとの信頼関係を築きます。



各教科

- 充実感や達成感を味わうことができる「分かる授業」「楽しい授業」づくりを進めます。
- 自分と違った見方や考えを認め、互いに支え合い、学び合える場をつくります。

道徳

- いのちの教育や人権教育を推進し、生命を大切にすることや人権を尊重する態度を育てます。
- 互いのよさや違いを認め、他を思いやる心を育てます。



特別活動

- 学級ごとにいじめについて考える時間を設けます。

- 題材の例 ● いじめとは何か ● いじめは絶対に許されない行為 ● トラブルを自分たちで解決する方法

- 達成感や感動を味わい、人間関係の深化を図ることができる行事を企画し、実施します。
- 子どもの自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まない学校とするための活動を促進します。

全校体制

- 日頃から、教職員間で情報を共有し、全教職員が一致協力して指導に当たります。
- 教師の指導力や学校の対応力向上のために、校内でいじめに関する研修を計画的に実施します。

- 研修内容の例 ● 教師の人権感覚 ● いじめの背景 ● 子ども同士のトラブルをいじめに発展させない教師の役割

いじめの未然防止には、保護者との信頼関係づくりが重要です



- 保護者からのささいな相談にも、常に誠実な対応を心がけます。
- 学校での子どもの頑張る姿を電話や連絡帳で伝えるなど、日常的な情報交換を心がけます。
- 子どもの様子について、気軽に相談できる関係をつくります。
- 保護者と教師が「子どもにとって何が大切か」という共通した思いで、話し合いを行います。

いじめの未然防止は、学校だけでなく社会全体で取り組む必要があります

幼・保、小、中、高校の連携

- 日頃からの交流を通して情報交換を行い、協力体制をつくります。

地域との連携

- PTAや地域の諸団体との挨拶運動・ボランティア活動等を通して、子どもの理解を深めます。
- 世代間交流の場や関係諸団体との交流の機会を設けます。

専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)との連携

- 専門家のアセスメント(見立て)により、子どもの現状や抱える背景を探り、共に子どもや保護者の心のケアや問題行動の要因となる環境の改善に当たります。



関係機関との連携

- 家庭環境等の複雑な課題を抱える場合は、早期に児童相談所や行政機関等と協力して支援に当たります。
- 暴力行為には警察に相談するなどしながら、毅然とした対応を行います。

いじめを見逃さない いじめには必ずその兆候が現れます

日常の観察

教育相談

アンケート

保護者・地域からの情報

「いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得る」という認識が必要です

いじめに関する情報は、軽く考えず、直ちに学年主任や生徒指導主事、教頭等に報告し、担任が一人で抱え込まないことが大切です

いじめを発見したら 事態の長期化・深刻化を防ぐためにも初期の対応が肝心です

対応の留意点

(SC=スクールカウンセラー、SSW=スクールソーシャルワーカー)

ステップ1

状況の把握

1. いじめられた子どもから話を聴きます(受容と保護)
 - 事実関係を丁寧に聴きます。
 - 子どものつらい気持ちを受け止めます。
 - 保護者の感情を十分に受け止めます。
2. 周囲の子どもや教職員から話を聴きます
 - 正確かつ迅速に事実関係を把握します。
3. いじめた子どもから話を聴きます(事実確認)
 - 複数の教師で聴きます。
 - 事実確認と指導を混同してはいけません。
 - 事実関係を整理しながら進めます。
 - 食い違いがあった場合は必ず事実を再確認します。

- 被害者の保護と心の安定を第一に考えます。
- 「全力で守る」ことを伝えます。
- いじめを発見した時点で、その状況について、速やかに保護者に報告し、理解を求めます。
- 個人情報に配慮します。

- 決して非難せず、指導や叱責ではないことをしっかりと意識し、粘り強く聴きます。
- 時間がかかる場合は、保護者に事情を説明し、面談を続けます。

ステップ2

対応方針の決定

1. 関係教師による対策チームを編成します
 - 窓口及び調整役(コーディネーター)を決めます。
2. 情報の共有と具体的対応の見通しをもちます(ケース会議)
 - 教職員の役割を分担し、具体的な方策を決めます。
 - ※誰が、誰に、いつ、どこで、何をするか。
 - いじめの概要を、職員打合せ等で全教職員に伝え、全校で取り組む体制を整えます。
3. 保護者へ報告します
 - 被害者と加害者の保護者に、明らかになった事実と経過、今後の予定を具体的に伝え、理解と協力を求めます。

- 校長のリーダーシップの下、対策チームを組織します。
- コーディネーターは、ケース会議の召集、時系列の記録の管理等を行います。

- 必要に応じて、早い段階からSCやSSWにも加わってもらいます。
- メンバーは状況に応じて変更します。
- 情報を共有しながら、それぞれの役割を明確にして、常にチームで対応します。

- 保護者の心情を真摯に受け止め、事実を正確に伝えます。
- 謝罪すべきことは、ためらわずに謝罪します。

ステップ3

解消への取組

1. いじめられた子どもへ
 - 見守りを徹底し、安全と安心を確保します。
2. いじめた子どもへ
 - いじめ行為を繰り返させません。
 - 自分の行為を振り返って、与えた傷の重大さを実感できるようにし、自省を促します。
3. 周囲の子どもへ
 - 被害者の立場に立ち、自らの態度を振り返らせます。
4. 保護者へ
 - 子どもにとって何が必要かを共に考えます。

- いじめた子どもに対しては、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした指導を行います。
- いじめた子どもが、自分の行為をいじめだと思っていない場合があります。また、過去にいじめられていたケースもあります。
- 感情的にならず、いじめの問題の原因や背景を考えながら接します。

- 加害者と被害者の問題としてではなく、全体の問題として考えさせます。

- いじめられた側の心情に配慮しながら、子どもを守り、正しく導くという目的を保護者と共有します。

ステップ4

再発防止

1. 謝罪の場を設定します
 - いじめられた側を立てて設定します。
2. 全校体制で見守ります
 - 全教職員で情報を共有し、いじめ行為を阻止します。
 - 各々の教師が、子どもと共に過ごす時間を増やします。
 - 関係のある子どもや保護者との面談を継続します。
3. 指導の在り方を検証し、学級経営を点検します
 - 子どもの自尊感情を育む指導を推進します。

- 形だけの謝罪にならないように、十分配慮します。

- いじめられた子どもとその保護者が、再発の不安から解放されなければ、いじめが解消したとはいえません。

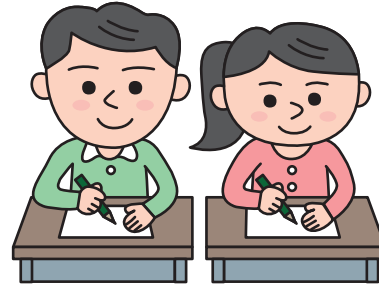
「いじめられた」「いじめた」という事実は消えません
教師は、子ども自身がいじめを乗り越えられるまで、共にいじめと向き合う姿勢が大切です

暴力行為や恐喝は警察と連携

背景が複雑な場合はSCやSSWと連携

事例1 いじめを防ぐ日常的な取組

A小学校では、毎週金曜日の帰りの会に10分間の「今週の振り返りタイム」を設けています。一人一人にアンケート用紙が配られ、「心が温かくなったこと」や「心配なこと、嫌だったこと」について、「したこと」「されたこと」「見たこと」に分けて書くことになっています。担任のB教諭はこの10分間、一人一人の表情やしぐさをじっくりと見守っています。



着眼点 日頃から一人一人を大切にしたい学級経営に努めることが大切です。声かけや対話など、子どもとのふれあいの時間を多くし、信頼関係を築くよう努めていますか。

対応の流れ

観察やアンケートの記入内容から子ども
の状況を把握しました。

気になる子どもとの面談を速やかに
実施しました。
子どもの心情をじっくりと聴き、正確な
情報を収集しました。

書かれてあることに応えることができ
るように配慮しました。
他の教職員にも相談しながら、具体的な
対応策を決めていきました。

対応のポイント

いじめに対する教師の姿勢

●教師自身がアンテナを高くして、日頃から子どもを観察し、**小さな変化や兆候を察知**できるようにする。

多面的・総合的な子ども理解

●アンケートだけで判断することなく、行動観察や日記、面接等も活用し、**多面的に実態把握**を行う。
●**保護者アンケートも実施**し、家庭の様子や保護者の考え方等、様々な情報を指導に生かす。

アンケートの意義とアンケート内容の工夫

●アンケートは被害者や加害者が誰なのかを知るためだけに行うのではなく、**いじめの未然防止につながる内容**となるよう配慮する。
●子どもが取り組みやすいように、**選択肢法や○×式**等を用いたり、**時期や方法等も工夫**したりする。
●アンケートを定期的実施し、**いじめの抑止力**とする。

事例2 いじめを生まない教師の適切な言動



小学4年のC男は、時間内に給食を食べることができません。後片付けの時間になり、校内放送が入るとみんながそわそわし始め、「早くしろよ。お前のせいで、また、休み時間が少なくなるじゃないか」との声があがりました。

担任のD教諭は教室の雰囲気を感じて、「C男君、みんなのために早く食べようよ」と言葉をかけたところ、C男は涙ぐんでしまいました。

着眼点 教師の何気ない言動が、子どもを傷つけてしまいます。時には自らの非を認め、謝罪することも必要です。自分の言動に気を付けていますか。

対応の流れ

D教諭は、自分の言葉がC男を深く傷つけたことに気づき、「ごめんね。ゆっくり食べていいんだよ」と自らの言動を反省し、謝罪しました。

放課後、D教諭は、これまでつらい思いをしていたC男の気持ちをじっくりと聴き、その日のうちに保護者に学校でのことを報告し、謝罪しました。

C男と保護者の同意の下、C男のつらい気持ちをクラスの子どもに伝え、給食時の過ごし方について、学級全体で話し合うことにしました。

対応のポイント

教師の人権意識の高揚

●円滑な集団生活を進める中で、子どもの**人権が損なわれることのないよう**十分に注意する。
●**教師の何気ない言動が、いじめにつながってしまう**場合があることを認識する。
●**子ども個々の特性を踏まえ**、状況に応じ、全体の中で指導せず、個別の指導を行う。

学級全体への指導(居場所づくりから絆づくりへ)

●集団の在り方やルールの意味を子どもと共に考え、**教室が安心できる場所**となるようにする。
●一人一人が「**いじめは人間として絶対に許されない**」という意識をもつようにする。

事例3 いじめを見逃さない校内体制

小学5年のE男は、休み時間に他の児童4人に誘われ、プロレスごっこをしていました。通りかかった教諭が「けがをしないように気を付けるんだよ」と声をかけたところ、「大丈夫、大丈夫」とどの子も笑って答えました。

休み時間が終わり、E男は、湿布をもらいに保健室を訪れました。F養護教諭はE男の肘や膝に打撲や擦り傷があるのに気づき、「どうしたの、その傷」と尋ねたところ、「僕ばかり技をかけられる」と涙を浮かべ、つぶやきました。



着眼点 子どもの遊びの中でも、いじめと疑われる行為があったら安易に判断せず、状況を確認することが大切です。小さなサインを見逃さず、速やかに全教職員が情報を共有して、問題に対応していく体制を築いていますか。

対応の流れ

F養護教諭から事実を伝えられた担任は、すぐに学年主任、生徒指導主事、管理職に報告しました。

生徒指導主事が中心となって、関係の教職員でチームを編成し、被害者、加害者への対応を協議しました。

事実確認後、4人の子どもたちに自分たちのやっていることがいじめであることを指導するとともに、E男の気持ちに配慮し、全校体制での継続的な観察と見守りを行いました。

対応のポイント

いじめかどうかの判断

●けんかやふざけと安易に判断することなく、**複数の教職員の目で確かめ**、状況を管理職に連絡する。

情報の共有といじめを見逃さない体制づくり

●いじめに関する情報は、一人で抱え込むことなく、**管理職へ速やかに報告**する。
●気にかかる子どもの言動について、養護教諭やスクールカウンセラー等からの**情報を全教職員が共有**する。
●いじめの情報を得た場合、**直ちに複数の教職員で分析し、適切な初期対応・二次対応へと行動できる体制**をつくる。

望ましい集団の育成

●一部の子どもたちの問題でなく、学級や学校全体の問題として考え、**望ましい集団づくり**に取り組む。

対応の流れとポイント

事例4 速やかな初期対応の体制づくり

中学2年のG男の母親から、「同じクラスの男子3人からいじめられている。今日は、メガネを壊されて帰ってきた。学校に行きたくないと言っている。これ以上、何かあったら学校は責任をとってくれるのか。子どもの安全が確保されるまで学校を休ませる」と学校にいた担任のH教諭に連絡が入りました。



着眼点

保護者からの訴えを真摯に受け止め、事実関係を正確に把握し、迅速に対応することが肝心です。常に、チームとして組織的にことに当たり、丁寧な対応を心がけていますか。

対応の流れ

H教諭は、直ちに学年主任に電話の内容を伝え、管理職にも報告しました。保護者の同意を得て、H教諭と学年主任は直ちに家庭訪問を行いました。

保護者の感情を十分に受け止め、G男のつらかった気持ちに寄り添いながら、いじめの事実を詳細に聴き取りました。

管理職、生徒指導主事、関係教諭でチームを編成し、家庭訪問で得た情報をもとに、いじめた子どもの面談や双方の保護者への連絡等、今後の具体的な対応を決めました。

対応のポイント

事実関係の正確な把握

- 5W1H(いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように)を丁寧に確認し、**時系列で記録**する。

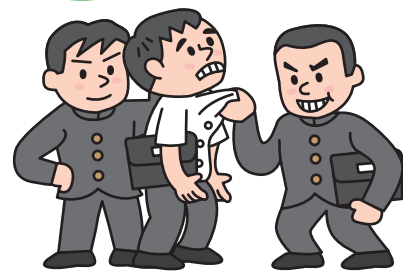
チームによる組織的対応

- 校長の指導の下、生徒指導主事等が中心となった**チームを編成し、組織的に対応**する。
- 家庭訪問や聴き取りは複数の教師で行う**。
- 報道機関を含め、**外部との対応窓口の一本化**を図る。

保護者との信頼関係の構築

- 保護者から電話等で訴えがあった場合は、**直ちに家庭訪問**を行い、**誠実に対応**する。
- 事実に基づいた正確な情報を伝え**、自分の思い込みや憶測で連絡をしないよう注意する。
- 被害者とその保護者に**具体的な支援策**を伝え、不安感を取り除く。

事例5 関係機関との連携



放課後、地域の方から「〇〇公園で中学生がけんかをしている」と生徒指導主事のI教諭に連絡がありました。教諭と学年主任のJ教諭が現場に急行し、当事者3人を連れ帰り事情を聞いたところ、K男は、「L男とM男に呼び出され、殴られた」と話してくれました。さらに事実確認をする中で、K男が以前からL男に金銭を要求され、休み時間などに渡していたことが明らかになりました。その額は、かなりの額になっていました。

着眼点

解決が困難な事案では、警察等との連携も含め、専門家を活用し、毅然と対応することが必要です。被害者はもちろん、加害者の心と環境のケアにも当たり、二度といじめが起きないように対応していますか。

対応の流れ

I生徒指導主事は事実を管理職に報告しました。管理職は警察や専門家に連絡・相談し、今後の対応について検討しました。

K男には、苦しかった気持ちを受け止め、全力で守ることを伝えました。また、L男とM男とその保護者には、今回の行為が犯罪に当たることを伝えました。

K男への謝罪も含め、これからの対応について、検討しました。また、警察や専門家と連携し、継続して支援していくことにしました。

対応のポイント

警察との連携

- いじめの問題は、まず学校で毅然とした指導を行うが、十分な効果を上げることが困難であり、傷害・暴行・窃盗・恐喝・器物損壊等、犯罪行為として取り扱うべきものについては、いじめられている子どもを守るという観点から、**早期に警察に連絡・相談し、十分に連携**を取って対応する。
- 犯罪行為があった場合は、警察の協力を求めるという学校の方針を、日頃から**保護者に周知し、理解**を得ておく。

専門家との連携

- 被害者はもちろん、**加害者に対しても、スクールカウンセラーによる面談**を行い、心のケアをすることで、いじめの原因や背景を探る。
- 家庭や友人関係等、子どもを取り巻く環境に問題を抱える場合は、スクールソーシャルワーカーと連携**する。また、虐待等が疑われる場合は、**児童相談所等へ相談・通告**を行い、連携して問題解決に当たる。

事例6 ネットいじめへの対応

中学2年のN子の母親から「ネット上のプロフに、『N子はきもい、うざい』『N子は変な趣味がある』等の書き込みがあり、うちの子が悩んでいる」という相談が担任のO教諭にありました。おとなしく、あまり周囲と関わりをもととしないN子への嫌がらせであると思われます。



着眼点

加害者を特定しにくく、対応に苦慮するネットいじめ等は犯罪行為であることを子どもたちに指導していくことが必要です。安易な書き込みが大きなトラブルにつながるなど、ネットの危険性を指導していますか。

対応の流れ

O教諭は情報教育担当の教員に協力を求め、事実を確認しました。すぐに書き込み内容とログ(書き込みの時間やIPアドレス等の情報)を印刷しました。

翌日、学年集会を開き、(N子と保護者の了解を得た上で)被害者の強い悲しみやこれからの学年の対応を伝えました。

ひまわり
誹謗中傷の書き込みは消えましたが、N子や保護者の不安感が解消されるまで、見守り・声かけを続けました。また、情報モラルの指導を計画的に行っていくことにしました。

対応のポイント

関係機関との連携(削除の要請)

- サイト管理者への削除要請や最寄りの警察署(生活安全課等)への相談等、学校として対応する。特に**人命が関わることが考えられる場合には、速やかに報告**する。このとき、書き込み内容とログ(書き込みの時間やIPアドレス等)が証拠となるので、必ず印刷するなど記録として残しておく。

ネットトラブル未然防止の指導

- ネット上のいじめは匿名性が高く、解決ができない場合が多いことを踏まえ、各学校が年間指導計画の中に**情報モラルの指導**を位置付けるなど、日常的に指導する。
- ネットの危険性について理解を深める講習会を開催するなど、**保護者に対して、意識の啓発**を図る。

専門的な知識の習得

- 情報技術の変化に対応できるように、研修等を通して、**最新の情報を得る**ように努める。

いじめを生まないための「教師の“気づき”のポイント」

いじめに関する認識

- 特定の子どもがいじめを行うと思っていませんか。
- いじめられる方にも問題があると思っていませんか。
- いじめが起きたときに指導すれば全てが解決し、再発することはないと思っていませんか。
- 子どもは、いじめたり、いじめられたりしながら成長していくものだと思っていませんか。

子どもの観察

- これまで関心のあった事柄に対して興味を失い、物事に集中できなくなっていますか。
- 元気がなくなり、口数が減ったり、あるいは、過度に明るくはしゃぐようになったりしていませんか。
- いつもなら積極的に取り組む課題に向き合おうとしなくなっていますか。
- 成績が急に下がっていませんか。
- 落ち着きがなくなり、投げやりな態度が目立つようになっていませんか。
- 服装の乱れ等、身だしなみが変化していませんか。
- 不眠、食欲不振、体重減少等、身体の不調を訴えるようになっていませんか。
- 自分より年下の子どもに大声を出したり、動物を虐待したりしていませんか。

日常の行動の振り返り

- 遅刻や忘れ物をした子どもに、理由も聞かずに注意したり他の子どもの前で叱ったりしていませんか。
- 「また・・・か」「いつも・・・だ」などと子どもに決めつけた言い方をしていませんか。
- 一人一人に、きちんと目を合わせて、笑顔で挨拶したり声をかけたりしていますか。
- 子どもたちに、「いじめは絶対に許されない」ということを話す機会をもっていますか。
- 机の並べ方や掲示物、教室内の美化等に気を配っていますか。
- 学校での子どもの頑張る姿や成長の様子を、保護者に対して日頃から連絡していますか。
- 保護者からの話は、どんなささいな相談でもじっくりと聴いていますか。
- 気にかかることがあれば、他の教職員に遠慮なく相談していますか。



参考通知・資料

文部科学省の主な通知・資料

- 「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」(平成18年10月)
URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06102402/002.htm
- 「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ(第1次)」(平成19年2月)
URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/040/toushin/07030123.htm
- 「いじめ問題に関する取組事例集」(平成19年2月)
URL: <http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijime-07/ijime-0702top.htm>
- 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集(平成20年11月)
URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf
- 教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月)

国立教育政策研究所の主な資料

- 生徒指導支援資料「いじめを理解する」(平成21年6月)
「いじめを予防する」(平成22年6月)
「いじめを減らす」(平成23年6月)
- 生徒指導リーフシリーズ Leaf 1～Leaf 12(平成24年2月～平成25年2月)

富山県教育委員会の主な資料

- 「心豊かに未来へはばたく子どもたちのためにみんなで考えよう『いじめ』」(平成19年3月)
- 「いじめ対応ハンドブック」(平成19年7月)
- 「インターネット・トラブル対応マニュアル」(平成19年12月)
- 「ネット・ケータイ・トラブル 学校での対応事例」(平成20年11月)
- 「SC&SSWとのよりよい連携をめざして」(平成23年10月)

いじめに関する主な相談機関

富山県総合教育センター

- 24時間いじめ相談ダイヤル
TEL 076-444-6320(0570-0-78310も可)
FAX 076-444-6320
E-mail future@tym.ed.jp

富山県教育委員会

- 東部教育事務所相談電話
TEL 076-441-3882 FAX 076-444-4520
- 西部教育事務所相談電話
TEL 0766-26-7830
- 生涯学習・文化財室「子どもほっとライン」
TEL 076-443-0001
E-mail kodomohl@tam.ne.jp

富山県警察本部

- いじめ110番 TEL 0120-32-7867
- ヤングテレホンコーナー TEL 0120-87-3415

富山地方方法務局

- 「子どもの人権110番」 TEL 0120-007-110